

◇ 令和5年 租税特別措置の適用実態

Q : 令和5年の租税特別措置の適用実態が公表されたそうですが、どのような内容でしたか？

A : 次のような内容でした。

【解説】

先ごろ、財務省から「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」が公表されました。

主な内容は、次のとおりです。

① 適用法人数等

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に終了した事業年度において、適用額明細書の提出があった法人数は1,483,298法人(前年は1,462,156法人)で、適用件数は法人税関係特別措置78項目(同81項目)について延べ2,418,094件(同2,347,835件)でした。

② 資本金階級別の適用件数及び適用法人数

資本金階級別に適用状況は、資本金1,000万円以下が全体の84%となる124.7万法人が全体の81%の195.7万件を適用しています。適用件数は、前年に比べ7万件増えています。

③ 業種別の適用件数及び適用法人数

業種別では、鉱業と料理飲食旅館業、金融保険業が前年より適用法人数も適用件数も減っていますが、サービス業では約1万法人増え2万件余りの適用が、不動産業では約7千法人増え約1.2万件余りの適用が増えています。

④ 法人税関係特別措置の種類ごとの適用状況

中小企業等の法人税率の特例は、前年度より1万件余り増えて108万件が適用していて、全体の適用件数の45%近くなっています。

